⑵　「平成21・22年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部東北新幹線建設局管内土木」(以下「土木」という。)に係る競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部東北新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は客観点数1,200点以上の者であることとし、出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上1,200点未満の者であること。ただし、青森県に本社を置くものについては客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。)した下記の同種工事の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。)を有すること。また、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。)した下記の類似工事の施工実績（当該工事実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。

同種工事として以下のすべての工事

㋐　場所打ちＲＣくい工事

㋑　鉄道におけるラーメン高架橋工事

類似工事として以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

⑸　土木における平成19年度及び平成20年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。)した下記の同種工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者を配置することとし、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。)した下記の類似工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者であること。

ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。)が配置する主任技術者又は監理技術者については、下記に掲げる類似工事の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、下記の同種工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名のうち､「鉄道におけるラーメン高架橋工事」の施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし､「場所打ちＲＣ杭工事」の施工経験を有する者は、場所打ちＲＣ杭工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

同種工事として以下のすべての工事

㋐　場所打ちＲＣくい工事

㋑　鉄道におけるラーメン高架橋工事

類似工事として以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに順ずる者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部東北新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書（仕様書）に参考として示された図面及び示方書（仕様書）等（以下｢標準案」という。)と異なる施工方法等（以下「技術提案」という。)で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。｢技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準は次のとおりとするが、詳細については入札説明書による。

ア　工事施工体制等評価について

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画について

㋐　工事全般の工程・安全管理に係わる具体的な施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

㋐　コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

㋑　場所打ちコンクリート杭の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する事項について

㋐　施工上配慮すべき環境対策に係わる技術提案及び具体的な施工計画

⑵　総合評価の方法

ア　標準点

⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点

施工体制評価点は、⑴のアに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点

加算点は、⑴のイ、ウ、エに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

また、これに併せて低入札価格調査のヒアリングを実施する場合がある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち､評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。